# 鳥取県指定管理鳥獣 (ニホンジカ) 捕獲等事業実施計画 (平成30年5月8日から平成31年3月31日まで)

# 1 背景及び目的

本県のニホンジカは、県東部を中心に生息密度が高く、生息域が拡大している。県全体での生息数は増加傾向にあり、平成28年度末には中央値で50,468頭(90%信用区間で28,441~109,289頭)と推定されている。生息数の増加に伴い、シカによる農林業被害や、氷ノ山後山那岐山国定公園特別地域等でも林床が裸地化する等森林生態系の攪乱が深刻化している。

このような状況を踏まえ、本県では第二種特定鳥獣管理計画を平成 28 年度末に改定し、年間 9,000 頭以上の捕獲を新たな個体数管理の目標としたところである。

ニホンジカの捕獲頭数は、平成 26 年度に 6 千頭を超え、平成 28 年度には初めて 7 千頭を上回った。農林業被害金額は平成 22 年度の約 61,000 千円をピークに減少傾向であるが、県モニタリング調査結果によると、県東部を中心とした生息域が県中・西部へと拡大しており、今後の被害増加が懸念される。

このように、県下全域への分布拡大、被害増加が懸念されるため、県東部を中心に 県中・西部域においても指定管理鳥獣捕獲等事業を実施して捕獲強化を図り、シカの 個体数抑制と分布拡大防止を図ることとする。

# 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

# 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間		
県東部区域	平成 30 年 5 月 8 日~平成 31 年 3 月 31 日		
県中部区域	(うち、捕獲作業を行う期間)		
県西部区域	平成 30 年 5 月 8 日~平成 31 年 3 月 31 日(約 10 か月間)予定		

# 4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	市町名	選定理由	他法令等
県東部区域 鳥取市		県東部の1市4町は、本県のシカ	・他法令等による規
	岩美町	生息域の中心となっており、農林業	制区域(鳥獣保護
	若桜町	被害のみならず生態系被害も顕著	区、特定猟具使用
	智頭町	となっているが、主な生息域である	禁止区域、国立公
	八頭町	奥山(県境域)での十分な捕獲がで	園・国定公園、自
		きていない状況である。このため、	然環境保全地域、
		本事業により捕獲を強化し、シカ個	国有林・官行造林
		体数の抑制・減少を図ることとす	地)
		る。	・各市町の鳥獣被害
県中部区域	倉吉市	県中部・西部区域では、近年、シ	防止特措法に定め
	三朝町	カの分布拡大や森林植生への影響、	る被害防止計画の
	琴浦町	農業被害等が確認されており、今後	対象地域
		の個体数増加と被害増加が懸念さ	
県西部区域	米子市	れる。このため、中部の1市2町、	
	大山町	西部の1市6町の主に県境に接す	
	南部町	る奥山等において、本事業により捕	
	伯耆町	獲を強化し、シカの分布拡大の防止	
	江府町	を図ることとする。	
	日野町		
	日南町		

# 5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標		
県東部区域	捕獲数 1,800 頭		
県中部区域			
県西部区域			

#### 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

# (1) 捕獲等の方法

# ①使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
県東部区域	・銃猟(散弾銃又はライフル銃を使用	従事者 200 人程度を予定(受
県中部区域	した巻狩り、流し猟等)	託者と調整の上決定する。)。
県西部区域	・わな猟(くくりわな、箱わな等)	捕獲実施期間は前述のとお
	※米子市内はわな猟のみとする	り。

# ②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施にあたっては、以下のア〜オの手順で作業を進める。

# ア 事前調査の実施

事業の受託者は、イの業務計画書立案のため、行政機関や地域住民等への聞き取り 調査、実施区域の現地調査等を行う。主な調査の目的は、①捕獲等に関する法規制の 確認、②安全かつ効率的な捕獲方法の選定、③捕獲等の実施場所・時期・時間帯の特 定、④安全確保のために必要な作業の抽出である。

# イ 業務計画書の作成

受託者は、アの事前調査に基づいて業務計画書を作成する。業務計画書の記載項目 は以下のとおりとする。業務実施に当たり、内容に変更が必要な場合は、協議の上、 変更するものとする。

<記載項目> 業務の概要、業務の実施位置及び方法、業務において使用する機材、 必要な許可の取得や関係機関との調整、申請・協議書類、捕獲作業の 実施、安全管理計画、緊急時の連絡体制、捕獲の確認方法、業務内容 のとりまとめ、工程計画

#### ウ 必要な許可の取得や関係機関との調整

受託者は事業に必要な許可を取得する。また、県が実施する関係機関との協議に受託者も同席し、安全管理計画や緊急時の連絡体制等に関して情報を共有する。

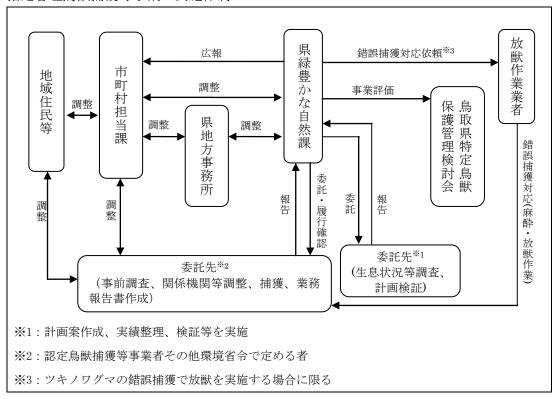
# エ 捕獲作業の実施

受託者は、業務計画書に沿って捕獲作業を実施する。業務開始前にはミーティングを行い、作業内容、捕獲従事者間の連絡体制及び県への報告項目等を確認する。作業終了後は、捕獲個体の運搬、確認、報告及び処分を適切に行う。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲が生じた場合は、鳥取県第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画に基づき、放獣又は殺処分を実施することとなるため、受託者は遅滞なく県に報告するとともに、わな設置者は放獣又は殺処分の作業に協力する。

	るこの 者は業務計画書に沿っ <sup>~</sup> :整理する。事業完了後		
カ 評価方法 捕獲情報(捕獲数、 を収集し、当該事業 体及び関係行政機関	(登座する。事業元」後 捕獲場所、捕獲方法等の実施結果を整理する。 等で構成する「鳥取県特を評価し、必要に応じ	<ul><li>シアンション () では、</li><li>おから できます。</li><li>おから できます。</li><li>より できまする。</li><li>より でき</li></ul>	(区画法、糞塊密度) 農林業団体、狩猟団 会」において、事業
<ul><li>2)捕獲等をした個体の</li><li>① 放置する必要性</li></ul>	放置に関する事項(実	施する場合に限る。)	
② 放置の内容			
放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法
③ 生態系、住民の安	*全、生活環境及び地域	の産業への配慮事項	
3) 夜間銃猟に関する事 ① 夜間銃猟をする必	环項(実施する場合に限 N要性	る。)	
② 夜間銃猟の内容			
<ul><li>② 夜間銃猟の内容</li><li>実施区域</li></ul>	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

#### 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制



#### 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

# (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

業務計画書に定める安全管理計画に沿って捕獲事業を進めるように、事業管理責任者は責務を全うする。現場監督者及び捕獲従事者も意思疎通を密に行い、作業日当日の現場の状況について十分に把握し、安全管理を徹底する。また、県、市町、捕獲従事者それぞれが地域住民への作業日時やその範囲の周知など、情報共有を徹底する。

# (2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

捕獲個体は、業務計画書に定めるとおりに処理する。捕獲個体の埋設にあたっては、 地元住民やハイカーに十分に配慮する。

# 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

# (1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する銃砲刀剣類所持等取締法、火薬類取締法、自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。

# (2) 事業において配慮すべき事項

安全で効率的な捕獲等事業を推進するために、業務計画書に基づいた工程管理を行い、地域住民や捕獲従事者の安全確保や危険回避を含めた安全管理を徹底する。また、順応的、効率的な管理を進めるためにも、出猟や捕獲情報の記録は必ず行い、分析の上、次年度以降の計画に反映させる。

さらに、現行の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律との整合性を確保し、各事業の目的を達成するため、関係機関との情報共有を深め、協働の取り組みを進める。

# (3) 地域社会への配慮

ニホンジカの適切な管理による地域社会の発展のためにも、必要に応じて、本事業の目的や必要性に関する理解の促進を図る。地元住民から説明を求められた際は、迅速に対応し、情報の周知や普及啓発、安全対策に努める。

# 平成30年度 指定管理鳥獣 (ニホンジカ) 捕獲等事業 実施区域図 (県全域の主に県境に接する大字等区域 ※着色部)

- ※平成29年度の実施区域から変更無し。
- ※米子市内はわな猟のみとし、銃器の使用は止めさしに限る。

